平成２４年（フ）第１１８３８号
東京都府中市矢崎町１丁目32―２
債務者　松本　　修
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８４５号
東京都品川区西五反田７丁目23―７―302
債務者　内村　真理
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８５１号
東京都多摩市豊ヶ丘２丁目９―２―202
債務者　金子　浩孝
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８５４号
埼玉県入間郡毛呂山町大字前久保332―122
債務者　石塚　文三
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８５９号
東京都中野区本町４丁目17―９―５
債務者　鈴木　隆二
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８６２号
東京都目黒区五本木２丁目１―６―101
債務者　大嶋　民夫
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８６３号
東京都立川市錦町６丁目20―17―209
債務者　吉里　　崇
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８６５号
埼玉県川口市芝6967―３―509
債務者　山本　美希
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４２号
静岡市清水区八坂西町11番32号、旧住所静岡市清水区西久保151番地の１　清水ポートガーデン305
債務者　野中　妙子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０号
熊本県天草市牛深町2369番地１
債務者　松下美代子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第１０１８号
東京都八王子市台町３―27―22、住民票上の住所東京都西多摩郡日の出町大字平井1129番地１プリムヴェール205号室
債務者　渡邉　幸恵
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４００号
川崎市高津区久末299番地　末広荘104
債務者　三ツ井佐知子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１８０２号
東京都練馬区中村３丁目18―３―101
債務者　金城　梨恵
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８０３号
東京都羽村市栄町１丁目14―８―201
債務者　長谷川弘子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８０４号
東京都立川市上砂町５丁目67―４　グリーンコートパートⅠ205
債務者　相川　　裕
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８０５号
東京都立川市上砂町５丁目67―４　グリーンコートパートⅠ205
債務者　相川八重子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部